破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4542番地１
破産者　有田　政博
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２３４５号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘２丁目26番17号、開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町貴船５丁目19番23号
破産者　安藤　博樹
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２４号
福岡市早良区重留３丁目19番８号
破産者　松井　昭治
１　決定年月日　平成23年６月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８１号
札幌市東区本町２条４丁目７番20号　ハイツ内田301号
破産者　宮浦　直樹
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９８３号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字本木80―５、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字一里原103番地５
破産者　佐藤　浩一
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７１号
仙台市宮城野区榴岡３丁目11番６―302号
破産者　松木　邦彰
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂83番地７コーポ阿部202号
破産者　佐々木孝志
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７３９号
埼玉県越谷市東越谷６丁目202番地４　マインドハイム山本Ｂ号棟202、前住所埼玉県越谷市登戸町17番26号　メゾン・ド・ジュネス壱番館201
破産者　指田登志男
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７７７号
埼玉県三郷市番匠免１丁目226番地７
破産者　堂脇由美子
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
埼玉県春日部市栄町１丁目447番地８ジュネシオンサカエ205、破産手続開始時の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地３丁目20番８号
破産者　稲毛　和宏
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
埼玉県越谷市大字平方2861番地５
破産者　佐藤　　明
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
埼玉県越谷市大字平方2861番地５
破産者　佐藤　和子
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
新潟市東区太平３丁目９番地12
破産者　近藤　　建
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７２号
新潟県燕市吉田堤町４番10号
破産者　梨本　武司
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
新潟市中央区高志１丁目３番15号　メゾン・エリアⅠ202号
破産者　今井　知美
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５３号
山梨県甲府市相生３丁目８番３号
破産者　森本　直幸
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
山梨県甲府市相生３丁目８番３号
破産者　森本　浩一
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
広島県福山市新市町大字宮内466番地１
破産者　濱本　高志
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１４６号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　７棟405号
破産者　小副川廣美
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部